

日中韓三国保健大臣会合共同声明（仮訳）

2007年4月8日、ソウル

我々、中国、日本、韓国の保健大臣は、2007年4月8日韓国ソウルに集い、新型インフルエンザ及び臨床研究、緊急時の対策と対応、伝統医療を含め、保健及び医学分野の共通の問題について議論した。

I 新型インフルエンザ

1. 世界貿易の自由化及び輸送の進歩により、各国間の人と物の移動の増加に伴い、新型インフルエンザの脅威が増している。したがって、公衆衛生、経済、安全保障の保護と同様、各国への感染症の拡大を最小化するため、三カ国間の緊密な連携の必要性が高まっている。
2. しかしながら、三カ国の社会、経済、文化的な相違、そして、保健と医学におけるシステムや手続きの相違が新型インフルエンザへの共同対応の障害となっている可能性がある。したがって、そのような潜在的な障害を克服するため、三カ国で経験や専門的知識を共有し、協力関係を強化することは大変重要である。
3. したがって、我々は、本日開催された保健大臣会合（以後、大臣会合と称する）にて、以下の事項について合意し、互いの協力や交換を通じて北東アジアにおける新型インフルエンザによる経済的被害を最小化し、公衆衛生を守るために努力していくことを再確認した。

第一に、三カ国は新型インフルエンザに関する共同活動のため以下の分野に焦点を当てる。

- (a) 衛生分野の検疫、監視、疫学調査、迅速な情報共有、
- (b) 診断、治療、
- (c) ワクチン開発及び抗ウイルス耐性に関する研究、
- (d) 勃発を最小化するための戦略開発、共同シミュレーション・机上訓練、
- (e) 早期対応と封じ込め、
- (f) 公衆衛生に関する法及び規制の策定における協力、
- (g) 参加国により共同決定される他の協力分野。

第二に、下記は新型インフルエンザに関連する効果的な協力の方法である。

- (a) 科学的・臨床的プログラム、及び基礎研究プロジェクトにおける協力、
- (b) 新型インフルエンザに関する問題を取り扱う、共同ワーキンググループの設置、
- (c) 緊急連絡及び相互協力のための連絡窓口の指定、
- (d) 専門家の交流と専門スタッフのトレーニング、

※英文との間で齟齬がある場合、英文を優先すること

- (e) 互いの関心事項に関する活動を支持するための情報及び技術共有、
- (f) リスクコミュニケーションを取り扱うための事前の情報共有、
- (g) 会合、学術会議、共同机上訓練、
- (h) 関係政府高官の年次会合。

第三に、本宣言において同定された共同活動のために、三カ国又は指名された者は、活動の実施、監視、調整に全ての責任を有する。

第四に、上記の全ての活動は、三カ国の法及び規制に従って実施され、人材、資源、そして適切な資金の入手可能性を条件とする。

第五に、すべての活動の実施に必要な手続きは、互いの優先事項に基づき、相互の協議を通じて、策定される。

II. 他の問題

1. 臨床研究

今日、東アジアでは世界的な医薬品開発の場として、急激に重要性を増していることを踏まえ、三大臣は、臨床研究における三カ国間の協力の重要性、特に、臨床試験の臨床データについて人種的要因の明確化を図ることが医薬品の開発のために重要なことを確認した。

2. 災害管理を含む緊急時の対策と対応

国際社会は自然災害及びテロリズム等の世界の保健危機に直面していることを認識し、三大臣は三カ国の将来の協力分野として緊急時の対策と対応の分野を考慮することに同意した。

3. 伝統医療

ヘルスケアにおける伝統医療の重要性を認識し、三大臣は将来の協力分野として伝統医療を考慮していくことに同意した。

III. 次期会合

1. 大臣会合は定期的に開催され、全ての活動は平等、相互関係、相互利益に基づいて実施され、各国の機関もしくは個人間に現在構築されている関係に影響を与えるものではなく、他の国際保健団体の目標及び活動と協調し、支持するものであることが期待される。

2. 次期大臣会合は中国北京にて開催される。

※英文との間で離隔がある場合、英文を優先すること